

用語集

あ

アクセス

- ・接近、近づきやすさなどの意味で、目的地への到達しやすさのこと。

岩手県総合計画

- ・21世紀の新しい岩手の姿を描き、その実現に向けた第一歩を踏み出すものとして、本県の進むべき方向や目標、その実現のための方策を明らかにした計画のこと。計画期間は1999年度(平成11年度)から2010年度(平成22年度)までの12か年。

岩手県都市計画マスタープラン

- ・全県的、広域的な見地から都市づくりの基本的な方向性を示す岩手県都市計画ビジョンと都市計画区域マスタープランを合わせたものをいう。

オブジェ

- ・屋外彫刻などの造形物のこと。

か

開発行為

- ・主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更(一定以上の切土や盛土を行う、宅地以外の土地を宅地として利用する、道路を新設する、などの行為)をいう。

緩衝緑地帯

- ・大気汚染や騒音、振動などの公害の防止、及び災害の防止を図ることを目的として背後の一般市街地とを分離遮断するために設

けられる緑地帯のこと。

既成市街地

- ・道路が整備され建物が連担するなど、既に市街地が形成されている地域のこと。

既存インフラ

- ・インフラとは、インフラストラクチャーの略であり、社会・経済活動を支える基幹的施設のこと。道路、鉄道、電気、水道、学校、病院などを指す。

既存ストック

- ・これまでに整備された都市基盤施設や公共施設、建築物などの蓄積のこと。

急傾斜地崩壊危険箇所

- ・「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」では傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義しており、このうち崩壊により居住者等に危害が生ずるおそれがあり、更に一定の基準を満たす箇所のこと。

共生

- ・さまざまな生き物が、同じ場所で持ちつ持たれつ生活すること。

協働

- ・住民と行政、または住民同士が、役割と責任を分担し、目標を共有して協力して働くこと、行動すること。

空間(的)

- ・自然現象や社会・経済活動の産物であり、あらゆる社会・経済活動の資源となると同時に制約条件となる、地形・地物の配置状況のこと。

クロスポイント

- ・人や物の流れが交わる場所のこと。

景観計画

- ・良好な景観の形成を図るために、景観法に基づき、対象区域や基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定める計画のこと。

高規格道路

- ・高規格幹線道路（全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路）と地域高規格道路を総称している。

公共下水道

- ・下水道法に基づき、主として市街地の汚水や雨水を流し、処理するための施設のこと。

公共公益施設

- ・住民の生活のために必要なサービス施設を総称している。公益施設には教育施設、官公庁施設、医療施設、コミュニティ施設など、公共施設には道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設がある。

公共交通システム

- ・公共交通機関が相互に結ばれ、全体として円滑に機能する体系のこと。

コーホート要因法

- ・各コーホート（年齢階層別男女別人口）の人口を、地域の人口の将来自然増減要因（出生・死亡）と将来社会増減要因（転入・転出）とに分けて推計する方法のこと。

国土軸

- ・細長く連なった日本列島において、背骨のように貫く都市・産業・交通の有機的なつ

ながりのこと。

国土利用計画花巻市計画

- ・国土利用計画法第8条の規定に基づき、本市の区域における国土の利用に関する基本的事項を定める計画のこと。

コミュニティ

- ・地域的なつながりや共通のテーマによって結ばれた共同体のこと。

コントロール

- ・目標とする市街地像の実現に向けた計画に基づき、規制や事業を実施すること。

コンパクト（な都市）

- ・都市の無秩序な外延化を抑制し、歩いていける範囲を生活圏と捉え、コミュニティの再生や住みやすさの向上を目指す都市づくりのこと。

さ

サイン

- ・不特定多数の利用者を対象に、行動を導く目印・表示・標識のこと。

参画

- ・政策や事業の計画にかかわること。

市街地開発事業

- ・一定地域の総合的な計画に基づいて、公共施設、宅地、建築物を一体的に整備する面的な開発事業のこと。

社会資本

- ・主に公共投資によって整備された基幹的施設のこと。道路、鉄道、電気、水道、学校、病院などを指す。

修景木

- ・人為的に風景や景観をより美的にするために植えられる木のこと。

浄化槽

- ・下水処理場につながらない地域で、水洗便所の汚物を分解・消毒するための装置のこと。

商圈

- ・商店や商店街などが商取引を行う地域的範囲をいう。

将来都市構造

- ・目指すべき都市像のため、都市の物的な空間の構築や再生にかかる都市の構成要素の配置の概念を示すもの。

将来ビジョン

- ・将来のあるべき姿を描いた構想のこと。

将来フレーム

- ・将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など、計画的なまちづくりを進めるための将来の都市規模を想定した基本的な指標のこと。

白地地域

- ・都市計画区域内において用途地域指定のない地域のこと。

親水空間

- ・川、湖などの水辺で、水に親しめる場所のこと。

親水性

- ・川や池などの水に親しめることをいう。

水源かん養

- ・樹木、落葉、土壌の働きにより、降水を地中に効果的に浸透させ、長期にわたって貯留・流下することにより、河川の流量を一定に保ち、安定な用水の確保に効果を発揮することをいう。洪水と渇水を防ぐ機能もある。

生活環境施設

- ・適切な配置や周辺への配慮が必要となる施設を中心とした、上下水道施設、ごみ処理場、リサイクル施設、火葬場、墓園などをいう。

セカンドライフ

- ・第2の人生のこと。特に定年退職後の人生をいう。

ゾーン

- ・区域のこと。地域が有する特徴の面的な広がりに着目した概念をいう。

た

地域地区

- ・都市における適正かつ、合理的な土地利用を規制・誘導するために定める都市計画のこと。用途地域、防火又は準防火地域、景観地区などがある。

地区計画

- ・住宅など建築物の形態や公共施設の配置などからみて、それぞれにふさわしい特性や態様を備えた良好な環境にするため、それぞれの地区を一体的に整備または保全する計画のこと。

長寿命化

- ・計画的な改善や修繕により、耐用年数を延

ばすこと。

通勤・通学圏

- ・核となる市街地に通勤・通学する者の居住地の広がりを用いる。

デザイン

- ・形や寸法、色彩などを設計すること。

田園文化

- ・住まい・農地・自然が調和した美しい景観、及び地域に育まれた文化を総称していう。

都市機能拡散型の都市

- ・公共施設や商業施設などが郊外に立地し、都市機能が分散している都市のこと。

都市計画

- ・都市の物的計画（物的な空間の構築や再生）のこと。新しい都市を構築するため、または既存の都市を改善するために、都市の構成要素の配置・形態を計画・規制・誘導し、事業を実施すること。
- ・狭義では、都市計画法にいう都市計画のこと。「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」で都市計画法第2条の規定に従い定められたものをいう。法定都市計画という。

都市計画区域

- ・一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都市計画を定める範囲のこと。県が指定する。

都市計画区域マスタープラン

- ・都市計画区域ごとに、県が広域的な視点から、それぞれのまちの将来像を描いて、土地利用のあり方や道路、下水道、公園など

の整備方針、自然的環境の整備保全の方針を定めたものをいう。

都市計画決定

- ・都市計画を一定の手続きにより決定すること。決定権者は原則として、都道府県知事または市町村である。都市計画が決定されると、都市計画制限が働き、当該都市計画が定められた土地の区域に関する権利者などの権利に一定の制限が加えられる。

都市計画道路

- ・都市計画において定められる都市施設としての道路のこと。自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類がある。

都市計画法

- ・良好な環境を保ちつつ都市を発展させるために必要な土地利用規制、都市施設の整備、市街地開発事業のしくみについて定めた法律のこと。

都市圏

- ・核となる市街地によって、通勤、通学、買物、通院など、日常の生活需要が満たされる範囲をいう。

都市公園

- ・都市計画において定められる都市施設としての公園または緑地のこと。

都市施設

- ・都市の骨格を形成し、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を保全するために必要な都市計画法で定められた諸施設のこと。道路、公園、下水道、河川、廃棄物処理施設、教育文化施設、病院、市場などがある。

都市的活力

- ・都市機能の集積を前提に、多様な経済活動や市民活動などを生み出す力のこと。

都市的土地利用

- ・住宅用地、商業用地、工業用地などの都市的に利用される土地をいう。

土石流危険区域

- ・土砂と水が混合し、一体となって流動する流れの危険がある区域のこと。

土地利用

- ・住宅地、商業地、工業地など、地域ごとの土地の使い方のこと。都市計画の代表的な土地利用制度として用途地域がある。

な

ネットワーク

- ・都市構造を構成する要素や主な施設などが連結される状態のこと。

農業基盤

- ・農産物の生産性向上を目的に整備される農道・ほ場・農業用排水施設などのこと。

農業集落排水事業

- ・農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として実施する汚水処理事業のこと。

農地転用

- ・農地として登記してある土地を、他の用途に変えること。

農用地

- ・耕作を目的とする農地と採草地・放牧地を

合わせた土地のこと。

野立て広告

- ・主に車窓からの視線を対象とし、道路や鉄道沿線に立てられる屋外広告物のこと。

は

ハザードマップ

- ・河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域など、災害の発生が想定される区域や避難場所などを表した地図のこと。

花巻市汚水処理基本計画

- ・市内全域を公共下水道区域、農業集落排水区域、浄化槽区域と明確に区分した計画のこと。

花巻市総合計画

- ・花巻市の望ましい将来像を展望し、市民とともに自主・自立ある地域社会の形成を図る、総合的かつ計画的な市政運営の指針とした計画のこと。目標年度は平成 27 年度。

墓園

- ・墓地のもつ故人を葬り、故人をしのぶ場としての機能とともに、都市住民が参拝と同時に散策、休憩の場としても利用できるよう考慮された墓地をいう。

ま

まちづくり協定

- ・地域の住民が協議してまちづくりのルールを決めること。また、その内容をいう。法律に基づく地区計画や建築協定、法律によらない任意の紳士協定がある。

モータリゼーション

- ・自動車の普及に伴い発達した自動車社会のこと。公共交通機関がない地域でも移動が容易であるなどのメリットがある反面、郊外部における無秩序な市街化や商業・公共施設の立地を招いたこと、それによる都心部の空洞化、また公共交通機関の赤字化などへの影響もあるといわれている。

や

優良建築物等整備事業

- ・国の制度要綱に基づき、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化などに寄与する優良な建築物の建築や空地などの整備を行う事業のこと。

用途地域

- ・都市計画において定められる地域地区の一つで、市街地の大枠として住宅地、商業地、工業地などを定める土地利用ことをいう。

予約応答型交通手段

- ・利用者が電話などによって予約を行い運行する路線バスや乗合交通のこと。

ら

ライフスタイル

- ・人生観、価値観を反映した生活様式のこと。

ライフライン

- ・水道、下水道、電気、ガス、電話など人々の日常生活を維持するために不可欠な供給システムのこと。

リサイクル施設

- ・資源の節約や環境汚染防止を目的に、不用品、廃棄物を再資源化する施設のこと。

リゾート

- ・自然条件の優れた保養・行楽地をいう。

ルート

- ・出発地と目的地を結ぶ道筋のこと。

レクリエーション

- ・労働等の疲れを癒すために行う休養や娯楽のこと。

連担

- ・複数の都市が互いに接続して一つの地域圏を形成すること。